

【1989年3月20日】被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度の制定について(答申)

社会保障制度審議会

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度の制定について(答申)

平成元年二月十四日厚生省発年第九号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

高齢化社会の到来に備えて、公的年金制度の給付と負担の公平化を図り、年金財政の長期的健全を確保するためには、いわゆる年金制度の一元化に向かわざるを得ない。このことは本審議会がかねてから指摘してきた不可避の課題である。

今回、政府の提案している被用者年金制度間の費用負担の調整措置は、これへの中間的回答として受けとめることができるが、諸般の事情から、限定的内容となった点はやむを得ない選択としても次の点に努力を傾注すべきである。

- 一 今回の措置は、年金制度一元化達成までの措置にすぎないとはいえ、関係者の理解を求めるにはいささか説明の要因不足を認めざるを得ない。政府は一元化の全体像を明白にする方策を構想すべきである。そこに国民の理解と協力が生まれるゆえんがある。
- 二 今回の措置による交付金の大半は日本鉄道共済組合への交付となるだけに、鉄道共済組合の実情を国民に平明に示すとともに、その財政対策をめぐって国、国鉄清算事業団及び JR 各社はその責任の重大さをあらためて自覚し、今後とも費用負担の見直しを絶えず行っていく等の努力が不可欠である。